

快適トイレ設置工事実施要領

(目的)

第1条 公共工事の品質確保に関する法律の一部を改正する法律の公布・施行（令和元年6月14日）に伴い、発注者の責務として「働き方改革の推進」及び「生産性向上への取組」が明記された。

また、建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。この状況を受け、愛知県企業庁では、建設産業の担い手確保に向けた労働環境改善の一環として、建設現場への快適トイレの設置に取り組むため、必要な事項を定め、その適切かつ有効な実施を図ることを目的とする。

(対象工事)

第2条 愛知県企業庁の発注工事で、当初設計書の単価適用日が令和4年10月1日以降の全ての工事を対象とする。

(取組内容)

第3条 取組内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 受注者は、快適トイレの設置に取り組む場合は、工事契約後、速やかに工事打合簿により監督員と協議を行うものとする。
- (2) 監督員は、前号の協議があった場合は、快適トイレの設置が可能な現場は全て設置することとし、その旨を回答する。
- (3) 受注者は、契約工期のうち、準備、後片付けに要する日などの現場不稼働日を除く期間において、快適トイレ1基を設置するものとする。ただし、現場に女性が従事している場合は男女別に1基ずつ設置できるものとする。

(快適トイレの仕様)

第4条 快適トイレは、(1)から(11)の仕様を満たすものとする。なお、(12)から(18)については推奨する仕様、付属品であり、必ずしも設置を義務付けるものではない。

【快適トイレに求める機能】

- (1) 洋式便器
- (2) 水洗及び簡易水洗機能（し尿処理装置付きを含む）
- (3) 臭い逆流防止機能
- (4) 容易に開かない施錠機能
- (5) 照明設備
- (6) 衣類掛け等のフック、又は、荷物の置ける棚等（耐荷重5kg以上とする）

【付属品として備えるもの】

- (7) 現場に男女がいる場合に男女別の明確な表示
- (8) 入口の目隠し設置（男女別トイレ間も含め入口が直接見えないような配置等）
- (9) サニタリーボックス（女性用トイレに必ず設置）
- (10) 鏡と手洗器
- (11) 便座除菌クリーナー等の衛生用品

【推奨する仕様、付属品】

- (12) 室内寸法 900 mm×900 mm以上（室内寸法が幅、奥行きともに 900 mm以上）
- (13) 擬音装置（機能を含む）
- (14) 着替え台
- (15) 臭気対策機能の多重化
- (16) 室内温度の調整が可能な設備
- (17) 小物置き場（トイレットペーパー予備置き場等）
- (18) 付属品等の木質化

（積算方法等）

第5条 監督員は、第4条(1)～(11)について、内容が確認できる資料及び見積書など実際にかかった費用が分かる資料を受注者に提出を求め、確認できた場合に費用を計上するものとし、最終変更設計時に変更契約するものとする。

- (1) 快適トイレに関する費用は、51,000 円／基・月を上限に「積算上の差額」※を計上するものとし、男女別で1基ずつ計2基まで計上できるものとする（102,000 円/2基・月が上限）。

※：「積算上の差額」とは、実際にかかった費用から 10,000 円（従来品）を除いた額

- (2) 計上費用は、「積算上の差額」と「51,000 円/基・月」を比較し、どちらか安い方の費用を共通仮設費の営繕費に計上するものとする。
- (3) ハウス型等の男女別トイレが一体型となっている場合、男女別の入口になっているときに限り1ハウスで102,000 円/基・月を上限に計上可能とする。

（配慮すべき事項）

第6条 快適トイレを導入する際は、以下の(1)～(6)に配慮することとする。

- (1) 全般

女性トイレの設置に当たっては、あらかじめ、建設現場で働く女性の意見を聞く。

- (2) 設置位置

女性トイレと男性トイレや喫煙所は隣接して設置せず、一定の距離を確保する。

- (3) 動線の配慮

男性トイレと女性トイレは入口を分ける等の動線の配慮をする。

(4) ドアの向き

女性トイレのドアは、開けたら真正面ということのないよう、便座と直角の向きのドアを採用するなどの工夫をする。

(5) 照明

窓の大きさに応じて、中にいる人のシルエットが窓に映り込むことのないよう、照明をスポットライト式にするなどの工夫をする。

(6) 室温

トイレ内の室温を快適に保つため、冷暖房、扇風機等の設備を備え付けるなどの配慮をする。

(現地確認)

第7条 監督員は、快適トイレが設置された場合は臨場にて確認するものとする。

附 則

この要領は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年10月1日から施行する。